

# ホームページバナー広告掲載取扱要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、むつ商工会議所（以下「商工会議所」という。）がインターネット上に公開しているホームページに掲載する有料バナー広告（以下「広告」）に関し、必要な事項を定めるものとする

(広告掲載の対象)

第2条 この要綱で定める広告掲載の対象は、商工会議所ホームページとする

(広告の掲載資格及び基準)

第3条 掲載できる広告は、商工会議所会員事業所のもので、次のいずれにも該当しないものとする

- (1) 公共性、中立性を損なうおそれのあるもの
- (2) 政治活動、宗教活動、社会問題に関するもの
- (3) 個人、団体等の意見広告を内容とするもの
- (4) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に掲げる営業に該当するもの
- (6) 誇大表示、不当表示その他表現方法等が不適切なもの
- (7) その他、むつ商工会議所が広告掲載として適当でないと認めるもの

(広告の掲載位置、掲載数)

第4条 商工会議所ホームページの掲載位置はトップページ上とし、ページ上の掲載位置及び掲載数は商工会議所が定めるものとする

(広告の規格)

第5条 ホームページに掲載する広告の規格は次のとおりとし、原則として広告主が準備する

- (1) サイズ：縦50ピクセル×横150ピクセル
- (2) ファイル形式：G I F（アニメ可）、J P E G
- (3) データ容量：10KB以下
- (4) デザイン・色彩

商工会議所ホームページのイメージを損なわないものとする。

また、G I Fアニメーションを用いる場合は次の要件を満たすものとする。

- ①コントラスト（明度差）の強い画面の反転表示が継続して行われないこと
  - ②バナー広告画像の大部分の領域が切り替わるものであるときは、切り替えの感覚が2秒以上であること
  - ③その他、画面が点滅するものは、1秒間に2回以上点滅しないこと
- 2 ただし、広告主から商工会議所が作成の依頼を受けたときは、別に定める作成料を徴収して作成する

(広告の掲載料)

第6条 広告掲載料は、類似広告の市場価格等を勘案して、商工会議所が決定する

(広告の掲載期間)

第7条 広告掲載期間は1ヶ月単位とし、最短1ヶ月、最長12ヶ月とする  
2 掲載開始日及び終了日は、商工会議所が別に定める

(広告の募集)

第8条 広告の募集は、商工会議所会報、ホームページ等により行うものとする  
2 前月15日までに申込を受付し、掲載が決定したものは、翌月1日または初めの業務日に掲載する

(広告掲載の申込み及び広告原稿の提出)

第9条 広告掲載の申込みは、広告掲載申込書(第1号様式)と広告原稿(バナーデータ)を添えて商工会議所に提出しなければならない

(広告主の責務)

第10条 広告の内容に関し生じた責任は広告主が負うものとする、また、広告主は、広告の掲載について、関係法令を遵守しなければならない

(広告掲載の決定)

第11条 商工会議所は、第3条の規定に基づき広告掲載を決定した場合は、むつ商工会議所ホームページバナー広告掲載決定通知書(様式第2号)により、申込者へ通知するものとする

(広告掲載料の納付)

第12条 広告主は広告掲載月の前月末日(商工会議所業務日末日)までに、広告掲載料(掲載月数分)を一括して納付するものとする

(広告掲載の取り消し)

第13条 商工会議所は、次のいずれかに該当する場合は広告の掲載を取り消すことができるものとする  
(1) 指定された期日までに広告料が納付されなかった場合  
(2) 指定された期日までに広告原稿が提出されなかった場合  
(3) 広告掲載基準の条件を満たさなくなった場合

(広告掲載料の返金)

第14条 広告掲載料は、原則として返金しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により、広告が掲載できなかった場合は広告掲載料を返金するものとする

(その他)

この要綱に定めのない事項は、商工会議所において別に定めるものとする

付 則

この要綱は、平成21年 6月18日から実施する